



rh Robert Half® protiviti®

証券取引法遵守における 当社のポリシー

2023 年 10 月 30 日改訂

目次

証券取引法遵守における当社のポリシー	3
インサイダー取引が招く事態	4
ポリシー	5
当社制度下での取引について	9
その他の禁止取引について	10
特定の人物に対する取引に関する手続について	12
10b5-1 取引計画について	15
離職後の取引について	16
当社のガイダンスについて	16
コミュニケーション	16
スケジュールA	17



“Robert Halfは倫理と誠実さという原則のもとに設立されました。この原則は、私たちの全ての行動の礎となっています。”

EVELYN CRANE-OLIVER

Senior Vice President, Secretary, General Counsel and
Corporate Compliance Officer

証券取引法遵守 における当社の ポリシー

当社に関する重要非公開情報を知った上で証券を売買すること、および当社証券を売買する他人に重要非公開情報を開示することは、連邦証券取引法によって禁止されています。

当社の取締役会は、本ポリシーを採決しました。これは、インサイダー取引を防止するという当社の義務を果たすためであり、かつ当社社員がインサイダー取引法違反に関連した深刻な結果への関与を防ぐためです。

本ポリシーは、当社に雇用された人物、または関係する人物が不適切な行為を行うように見受けられることさえも防止することを目的としています。我々は、誠実かつ倫理を重んじる行為に対する評価を築くため、長年に亘って懸命に努力してきましたし、その評価を傷つけることも許容できません。



インサイダー取引が招く事態

インサイダー取引違反は米国証券取引委員会 (SEC) および米国司法省によって積極的に追求されていますし、またその処罰も厳しいものです。監督機関は、インサイダー取引に関与する個人および他人へ機密情報を漏洩する個人に対して取締りを強化していますが、連邦証券法は、企業および「管理者」が当社従業員によるインサイダー取引を防止する正当な手段を講じなかった場合、企業および「管理者」に対しても、責任を課すことができます。

インサイダー取引違反が招く事態は厳しいものです。

内部情報をもとに取引を行った、または内部情報を他者に提供した企業関係者は、以下の罰則の対象となる可能性があります。

- 得られた利益または避けられた損失の最高 3 倍に値する民事罰
- 利益が少額であったとしても最高 500 万ドルの刑事罰、および最高 20 年の禁固刑。

もし従業員が他人に情報を漏洩し、そしてその人物が取引に関与すると、漏洩情報を受け取った人物と同じ処罰の対象になります。その場合、たとえその従業員は実際には取引に関与せず漏洩情報を受け取った人物の取引から利益を得なかったとしても、処罰の対象になります。

当社および管理職のスタッフは、もし違法であるインサイダー取引を防止するための適切な手段を講じなかった場合、以下の処罰の対象になります。

- 最高 200 万ドルの民事罰、またはそれ以上の場合は、従業員の違反の結果得られた利益または避けられた損失の 3 倍に値する民事罰
- 最高 2500 万ドルの刑事罰。

従業員が当社のインサイダー取引に関するポリシーを遵守しなかった場合、その結果として法令違反が発生したか否かに関わらず、当該従業員は、本件に関与したための解雇など、当社が独自に科す処罰の対象になる可能性もあります。たとえ SEC の調査が起訴に及ばなくても、いかなる法令違反も従業員の評価を傷つけることになり、将来のキャリアにも取り返しの付かない損害を与える可能性があります。



ポリシー

当社は、ポリシーとして、当社に関する重要機密情報を知った取締役、役員、従業員、委託先またはコンサルタントが、直接、家族を通して、またはその他の個人または団体を通して、次の行為を行うことを禁止します。

- SEC のルール 10b5-1(c) に準拠した事前承認済みの取引計画に従う場合を除き、当社の証券の「取引」、またはその情報を個人的に利用するためのその他の行為に関与すること、
- 家族、友人を含む、社外の人物に当社に関する重要な未公開情報を流したり、そのような情報に基づいて投資推奨を行うこと。

本ポリシーにおいて、「取引」とは、広く証券の購入、売却、その他証券の取得、譲渡、処分を行うための取引をいい、市場でのオプションの行使、オプションの行使により取得した株の売却、401(k) 制度などの従業員福利制度に基づく取引及び贈答を含みます。

疑義を避けるため、当社証券に投資している上場投資信託の取引は、本ポリシーの対象取引ではありません。

会社の取引について

当社は、適用されるすべての法律と規制を遵守することを約束します。当社の方針として、ジェネラル・カウンセル (またはその被指名人) が最高財務責任者 (CFO) と協議の上、当社の有価証券に関わる取引の可能性を評価し、そのような取引が、当社の有価証券の募集または買戻しに関して適用されるすべての証券法および規制に準拠するようにします。

「重要情報」

当社の株を購入、保有または売却する際の決定を下す場合、常識的なレベルの投資家が「重要である」と考える情報を意味します。当社の株価に影響を及ぼすことになる情報は、それがプラスまたはマイナスのいずれに影響するとしても、「重要」とであるとみなされます。

「重要」とであると普通見なされる情報の例として、以下のものを挙げます。

- 将来の収益または損失の予想、またはその他の収益に関するガイダンス
- 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項・既に公表されている業績予想及び将来の予測等に関する事項の変更、修正再表示、又は業績予想の未定に関する事項、
- 投資業界におけるコンセンサス予想と一致しない収益、
- 売上高や利益などの連結業績、
- 未決または提案中の合併、買収、戦略的取引または株式公開買付、
- 未決または提案中の多額資産の取得または処分、
- 配当金に関するポリシー変更、株式分割の宣言または追加証券の募集、
- 当社の有価証券の買戻しまたは当社の有価証券の大規模な買戻しの前倒しに関する計画の新規または変更、
- 経営幹部の変更、
- 特筆すべき新製品およびプロセスの開発、
- 当社または当社の機密データに関する重大なサイバーセキュリティ上のリスクまたは事象、
- 重要な規制当局による調査もしくは措置の保留またはそのおそれ、またはかかる調査もしくは措置の解決、
- 通常の金融取引以外の銀行借入、
- 緊急の倒産または深刻な流動性資金の獲得または喪失。金の問題の存在

情報が市場に公開されたと見なされるタイミングについて

仮に重要な機密情報を知っても、市場に対して広範に一プレスリリースやSEC に対する通知など—その情報が開示され、情報が投資家達の間完全に浸透する時間を経た後でなければ取引できません。

わずかでも不正だと疑われないようにするには、一般的にいて、情報が投資家一般に届くように意図された方法で公表されてから 1 営業日が完全に過ぎるまでは、情報は市場に浸透しとはみなされません。もし、例えば、月曜日の取引終了後に収益に関する情報を当社が公表したとしたら、当社株の取引は水曜日まで行うべきではありません。

会社の従業員、請負業者、コンサルタント従業員のみが入手できる情報、一部のアナリスト、ブローカー、機関投資家のみが入手できる情報、ソーシャルメディアの非公開アカウントを通じてのみ入手できる情報は、公開情報とみなされるべきではありません。さらに、たとえメディアで広く流布された噂であっても、噂の対象となっている未公開情報は非公開情報として扱われるべきです。

家族その他の人物による取引について

インサイダー取引に関する当社のポリシーは、従業員と同居する家族、従業員の世帯に同居するその他の個人、および従業員の世帯には同居していないが当社株の取引に関して従業員が直接指示できるまたは影響下または管理下にある家族その他の人物にも適用されます。例えば、当社株を取引する前に従業員に相談できる両親、子または友人、従業員またはこれらの人物により支配されている信託、会社またはその他の事業体です。従業員は、これらの個人または事業体の取引についても責任を負うため、それらの人物に対して、当社株を取引する前に従業員と一度話し合う必要があることを理解してもらわなければなりません。

緊急時でも例外はありません

個人的な理由から、どうしても必要かつ正当な取引という場合が考えられます。例えば、急な出費のためにどうしてもお金が必要な場合です。個人的な理由から、どうしても必要かつ正当な取引という場合が考えられます。例えば、急な出費のためにどうしてもお金が必要な場合です。



他社に関する情報について

業務を通して入手した、当社と取引関係にある当社の顧客、納入業者または当社との潜在的な取引やビジネスに関与する他の企業などの他社に関する機密情報を知った当社の取締役、役員または従業員は、当該情報が公表されるまで、またはその機密性が失われるまでは、その会社の株取引、取引のための他の人物にかかる情報の提供または投資助言を行うことを禁止するというのが当社のポリシーです。

他人への情報開示について

レギュレーション FD（公平情報開示規則）とは、証券取引委員会の規則で、上場企業に関する情報の公正な開示を要求するものです。当社はレギュレーション FD にもとづき、重要な未公開情報を選択的に開示することを防ぐ必要があります。当社が確立した重要情報公表手段では、情報を公表すれば、一般にも情報が直ちに浸透することが可能です。従って、本情報公表手段を用いない場合、従業員が家族や友人を含む、社外の人物に情報を開示してはいけません。また、ソーシャルメディアまたは他のインターネットに基づくフォーラムにおいて、当社や当社のビジネスに関する機密情報または重要非公開情報に関する議論をしてはいけません。

20/20 後悔先に立たず。

あなたの取引を検証する他人は、取引時にこうすることができたのではないかといった、事後的な視点に立って調査をします。実際には、いかなる取引についても、当該取引に関与する前に、捜査当局などが、自分の取引を事後に検証する場合、どのように検証するだろうかということを熟慮すべきです。



当社制度下での取引について

インサイダー取引に関する当社のポリシーは、従業員ストックオプション行使には適用されませんが、対応する株の売却には適用されます。また、オプションの行使価格の支払いや、当社から付与された株式報酬の行使や権利確定に関する源泉徴収の要件を満たすために、当社に対して株式を引き渡した場合にも適用されません。

しかし、仲買人による現金不要のオプション権行使の一部として株を売買する場合、またはオプション権の権利行使価格を支払うためにまたは当社によって付与された株式報酬の権利確定や行使に関して課される税金を支払うために必要となる現金を創出する目的でその他の市場で売買する場合には、本ポリシーが適用されます。

上記にかかわらず、本ポリシーは、納税義務を満たすために売却される証券の金額に関する証券保有者の裁量権の行使を含め、行使価格または源泉徴収要件の充足に関する任意の選択に適用されます。



その他の禁止取引について

当社は、当社の取締役、役員またはその他の従業員が当社株の短期または投機的取引に関与することを不適当かつ不適切だと考えます。従って、取締役、役員およびその他の従業員は、以下の取引に関与しないというのが当社のポリシーです。

短期売買

当社株の短期売買は、市場を取り乱すものであり、当社の長期的目標に反して、当社の株が短期株式市場取引に過度に集中する結果となります。これらの理由から、公開市場にて当社株を購入する当社の取締役、役員または従業員は、購入後6ヶ月間は、同じ種類の当社の株式を売却することはできません。

空売り

当社株式の空売りは、株式価値が下がるであろうという売り手側の期待を反映したものであり、従って、市場に対しては、売り手が当社または短期見込みに対する信用をなくしたという表れとなります。さらに、空売りは当社の業績を改善しようとする動機付けをも減退させます。これらの理由から、当社株式の空売りは本ポリシーによって禁止します。

公開株式オプション

公開株式オプションの取引は、实际的に、当社株式の短期的成り行きに対する賭けであり、従って、取締役、役員または従業員が内部情報に基づいて売買を行っているのではないかという印象を与えます。公開株式オプションの取引は、当社の長期的な目標が犠牲にされ、短期的な業績に注目が集まる結果になります。従って、本ポリシーによって、取引所やその他の組織化された市場におけるプット、コール、またはその他のデリバティブ証券の取引を禁止します。

福利厚生制度の下、当社によって承認されたオプションは、公開株式オプションではありません。従って、本ポリシーにおける禁止の対象ではありません。

ヘッジ取引

ヘッジ取引または現金化取引は、前払変動先渡契約、エクイティ・スワップ、カラー、為替ファンドなどの金融商品を使うなど、いくつものメカニズムによって達成できます。そのようなヘッジ取引は、取締役、役員または従業員に当社株式の所有の継続を、全てのリスクおよび全ての所有者へのリターンのない形式で可能になることもあります。そのような場合、当該取締役、執行役員または従業員は、当社の他の株主と同じ目的を持たなくなる可能性があります。従って、取締役、役員または従業員は、ヘッジ取引を行うことを禁止されます。

担保証券と信用取引口座

取締役、役員、および従業員は、融資の担保として当社株式を差し入れること、または信用取引口座に当社証券を保有することを禁じられています。この禁止は、ローンの担保として差し入れられた証券が、ローンが不履行になった場合に差し押さえで売却される可能性があるためです。同様に、信用取引の担保として信用取引口座に保有

されている有価証券は、顧客がマージンコールに応じなかった場合、顧客の同意なしにブローカーによって売却される可能性があります。これらの売却は、お客様が重要な未公開情報を知っている時、またはその他の理由で当社株式の取引が許可されていない時に行。

立会注文と指値注文

立会注文および指値注文（後述のとおり、承認された取引計画に基づく立会注文および指値注文を除く）は、信用取引口座の利用と同様に、インサイダー取引違反のリスクが高まります。ブローカーへの立会注文から生じる売買のタイミングはコントロールできず、その結果、重要な未公開情報を保有しているときにブローカーが取引を執行する可能性があります。従って、当社は、当社証券の立会注文や指値注文を行うことを推奨しません。本ポリシーの適用を受ける者が立会注文または指値注文を使用する必要があると判断した場合、その注文は短期間に限定し、重要な未公開情報を取得した場合は直ちに終了し、その他の場合は以下の「特定の者に対する取引窓口の手続き」で説明されている該当する制限および手続きを遵守する必要があります。

特定の人物に対する取引に関する 手続について

ここでは、その通常の業務または職責の一部として重要非公開情報に接することがある当社の特定の人物（「制限対象者」）に対する追加の制限を規定します。本ポリシーにおいて、「制限対象者」とは、以下の人物を指します。

- 当社の取締役会の構成員、
- 当社の「役員」（1934年証券取引法改正後の規則16a-1(f)で定義された。当社取締役会のメンバーと合わせ「16条インサイダー」と称す）、
- 当社の執行役員、その業務の性質上、重要非公開情報に接すると認められる従業員、
- 当社の経営陣からそのときどきにおいて指定されるその他の従業員
- これらの人物の同居人および近親者、これらの人物に支配されている信託、会社またはその他の事業体



事前承認手続き

RHIの第16条インサイダー（上記で定義）およびその関係者は、事前に承認された取引計画（下記で定義）に従って行われる取引を除き、贈与を含む当社証券のすべての取引をジェネラルカウンセル室に事前申請し承認を受けなければなりません。承認は、承認を要求する人物が重要な非公開情報を保有していないとジェネラル・カウンセル室が判断した場合にのみ、取引可能期間に付与されます。事前承認された取引は、承認が付与された取引可能期間においてのみ、承認日から2営業日以内に行うことができます。取引が2営業日以内に行われない場合は、取引の事前承認を再請求しなければなりません。

ジェネラル・カウンセル(またはその被指名人)は、会社が有価証券買戻しプランまたはプログラムを発表する前後4営業日以内に、会社の有価証券を取引するための事前承認申請を審査するために、より多くの時間を必要とする場合があります。そのような事前承認申請は承認されない場合があります。

事前承認は法的助言を意味するものではありません。当社は、事前承認された取引または事前承認拒否の結果として生じる責任を含め、いかなる取引に関しても一切の責任を負いません。

取引可能期間および取引禁止期間

当社は、一事業年度に4回の通常の「取引可能期間」を設け、この期間において制限対象者から当社の証券に関する取引の申し出がある場合にジェネラル・カウンセル（またはその被指名人）によってこれを承認し、実行しうることとしています（「取引可能期間」）。各取引可能期間は、当社が前四半期または事業年度にかかる利益について公にリリースを行った日からニューヨーク証券取引所の2取引日目に開始します。当該取引可能期間は、当該取引可能期間の開始から25取引日目の取引終了時点までとします。取引可能期間終了後は、制限対象者は当社の証券を取引できないものとします。当社は、直近の四半期に関する四半期報告書(Form 10-Q)または第4四半期に関する年次報告書(Form 10-K)を提出する日の翌々取引日まで、取引可能期間を開始しないと決定する場合があります。取引可能期間においても、重要非公開情報を知っている場合または触れている場合には、取引の禁止が適用されます。例えば、取引可能期間において、重要な買収または売却が継続中である場合には、当社の証券の取引は出来ません。

疑義がある場合には、法務部に相談してください。

そのときどきにおいて、当社は、当社が関係する重大な事象または展開を考慮し、制限対象者および／またはその他の特定の従業員に対し、追加の取引禁止期間（「特別取引禁止期間」）を通知することがあります。この特別取引禁止期間は、通常の取引可能期間中にも適用されることがあります。制限対象者以外の人物にも適用されることがあります。特別取引禁止期間においては、指定された人物は当社の証券の売買を行ってはならず、特別取引禁止期間が適用されている事実を他者に伝えてはなりません。

当社は、すべての制限対象者に対し、電子メール（またはその他の通信手段）で、取引可能期間の開始時期と終了時期を通知します。特別取引禁止期間については、当社は、対象者に対し、電子メール（またはその他の通信）で、特別取引禁止期間の開始時期と終了時期を通知します。当社がかかる電子メール（またはその他の手段による通信）を行ったか否かは、制限対象者の当社の証券の取引にかかる義務を免責するものではなく、本ポリシーを完全に遵守した場合にのみ免責されます。

取引可能期間や、特別ブラックアウト期間または有価証券買戻計画もしくはプログラムの発表から4営業日以内の取引に関する上記の制限など特別取引禁止期間の対象者は、重要非公開情報を保有していないことや当社のインサイダー取引ポリシーで取引が禁止されていないことを理由に、これらの期間の例外的措置を申請することができます。かかる例外的措置はほとんど認められず、特別な場合のみ認められます。例外的措置の申請は、ジェネラル・カウンセルに行ってください。



10b5-1 取引計画 について

1934年証券取引所法改正法(以下「取引所法」という。)の規則10b5-1(c)に従って採用・運営されるトレーディング・プラン(以下「取引計画」という。)に従って行われる取引には、本ポリシーに含まれる取引の禁止及び事前承認手続きは適用されません。但し、当該取引計画又はその修正が、本ポリシーの別表Aに定めるガイドラインに適合している場合に限り
ます。

本ポリシーの管理

ジェネラル・カウンセルおよびジェネラル・カウンセルが指名するその他の人物が、本方針を管理します。ジェネラル・カウンセル（またはその被指名人）によるすべての決定および解釈は最終的なものであり、さらなる見直しの対象とはなりません。

離職後の取引について

本ポリシーは、離職後も、当社株式に対する取引に関して継続して効力を有します。雇用の終了時に重要な非公開情報を所有している場合、当該情報が公表されるか、重要情報でなくなるまで、当社株式を売買できません。

コミュニケーション

当社の経営陣は、従業員に対し、本ポリシーについて毎年伝達しなければなりません。

当社のガイダンスについて

本ポリシーや提案されている取引への適用について質問がある人は、当社のジェネラル・カウンセルからさらなるガイダンスを受けることが可能です。しかし、最終的には、本ポリシーを遵守し、違法な取引を回避する責任は各個人にあり、本ポリシー（またはその他）に従った当社、ジェネラル・カウンセル、またはその他の従業員や取締役会メンバー側のいかなる行動（事前承認を含むがこれに限定されない）は、いかなる意味においても法的助言を構成するものではなく、適用される証券取引法に基づく責任から個人を免除するものでもありません。

特定の取引（取引計画の実施や当社証券の取引など）について疑問が生じたとき各自でジェネラル・カウンセルに相談することもあります。各個人は、取引時に重要な非公開情報を所有しているかどうかを評価する責任があり、そのような情報を所有している場合は取引をしてはなりません。

ガイダンス：

自分または誰かが本ポリシーに違反していると思った場合は、RHI の法務部に速やかに連絡してください。また、roberthalfethicsline.com から Robert Half「倫理・コンプライアンス」オンライン報告ツールを利用することもできます。

北米地域からは、1-800-251-4621 に電話で連絡してください。北米地域外からは、企業行動および倫理に関する規範の付録 A に掲載されている国ごとのフリーダイヤルに電話をかけてください。

スケジュールA

ルール10B5-1 取引計画ガイドライン

すべての取引計画は、本ガイドラインおよび取引所法の規則10b5-1(c)に定める要件を満たさなければなりません。取引計画の事前承認申請は、計画立案の2営業日前までに、ジェネラル・カウンセル（またはジェネラル・カウンセルが指名する者）に提出しなければなりません。ジェネラル・カウンセル（またはその被指名人）は取引計画を承認する義務を負わず却下もできます。承認は決定後5営業日で失効しますが、重要な未公開情報を入手した場合、またはジェネラル・カウンセル（またはその被指名人）が事前承認を取り消した場合は、それ以前に失効します。事前承認申請が却下された場合、申請者は当該取引計画を締結したり、他者にその制限を知らせたりすることはできません。

以下のガイドラインは、すべての取引計画に適用されます：

1. 取引計画は文書で作成すること。
2. 本取引計画は、それを締結する者が重要な未公開情報を認識していない時点で締結されなければならない。
3. 一旦本取引計画が採択された後は、その者は、取引される有価証券の量、取引される有価証券の価格、または取引日についていかなる影響力も行使してはならない。

4. 本取引計画は、取引金額、価格、タイミングを事前に特定するか（そのような情報を決定するための計算式を含む）、またはこれらの事項に関する裁量を独立した第三者に委任しなければなりません。

5. 本取引計画は、その採択に先立ち、当社によるレビューのために当社に提出され、ジェネラル・カウンセル（またはその被指名人）による事前承認を受けなければなりません。

6. 本取引計画には、それを採択する者が採択日現在、(a) 当社または当社の証券に関する重要な未公開情報を認識していないこと、(b) SEC規則10b-5の禁止事項を回避するための計画またはスキームの一環としてではなく、誠実に本取引計画を採択していることを表明することが含まれていなければなりません。

7. 本取引計画は、株式会社ロバートハーフの証券取引法の遵守に関する方針と一致する限定的な状況において、ジェネラル・カウンセル（またはその被指名人）によって承認されない限り、取引可能期間中にのみ採用または変更することができます。また、重要な非公開情報を保有している間は、採用または変更することはできません。

8. 本取引計画は、規則 10b5-1(c)の規定（SEC の解釈も考慮）に従わなければなりません。(a) 取引計画は12ヶ月に1回までとし、(b) 源泉徴収義務を果たすための特定のカバー売り計画を含む限定的な例外を除き、常に1つの取引計画のみをアクティブ

にすることを認めます。ただし、先の取引計画に基づく取引が全て執行されるか、または先の取引計画が失効するまでは、2つ目の取引計画による取引を開始することはできません。

9. 取引の開始日は、第16項条インサイダー(本ポリシーで定義)を除き、本取引計画の採用後 31 日目の取引日とします。

10. 本取引計画の実質的な変更(本取引計画に基づく取引の量、価格、タイミングに影響を与える変更等)は、当該本取引計画の終了として取り扱われます。その場合、当該取引計画に基づく取引は中止され、取引を再開する前に新たなクーリング・オフ期間が経過する必要があります。実質的でない変更(例:口座情報の変更)は、新たなクーリング・オフ期間を設けることなく直ちに発効することができます。

11. 取引計画の解約は、規則の濫用または悪意の証拠であると SEC に解釈され、規則 10b5-1(c)による保護に頼る個人の能力が損なわれる可能性があるため、強く推奨されません。

12. 本取引計画は、適用されるすべての法律および規制を満たさなければなりません。

第16条インサイダーに関する追加ガイドライン

1. 第16条インサイダーのブローカーは、取引計画に基づく各取引の実行日に、ジェネラル・カウンセルまたはその被指名人に通知しなければなりません。

2. 取引は、(a)本計画の採択後91日目、または(b)本計画が採択された会計四半期の Form 10-Q(第4四半期の場合はForm 10-K)の提出日から3営業日目のいずれか遅い日の取引開始時に開始することができますが、最長で採択後120日までとします。

3. SECの規則では、第16条のインサイダーが採用した取引計画の条件の一部を公開することが義務付けられています。

4. 事前に計画された売却プログラムの承認または採用は、取引所法第16条に基づく開示および空売り取引を含む、第16条インサイダーの義務を軽減または排除するものではありません。

本ガイドライン及び取引計画の事前承認は、いずれも法的助言を意味するものではありません。取引計画および規則10b5-1(c)の要件への準拠については、各自で弁護士にご相談ください。当社は、取引計画に従って行われる取引に関して、あるいは当社が取引計画を承認しなかった結果生じるいかなる責任も負いません。

